

鳥取市ふれあい収集

ふれあい収集とは・・・

高齢者や障がいのある方が、家庭から出るごみをごみステーションへ持ち出すことが困難な場合に、鳥取市のごみ収集委託業者が自宅前まで収集に行くサービスです。



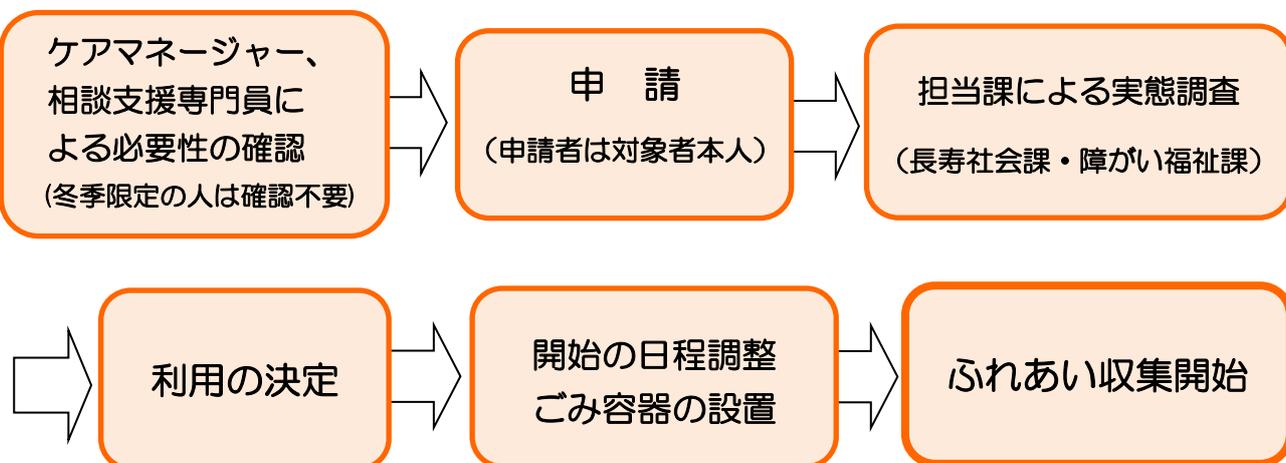
対象世帯

現にホームヘルプサービスを利用し、次の要件に該当する家庭ごみを排出場所まで持ち出すことが困難な世帯

- ① 【要介護1以上】の1人暮らしの世帯
- ② 【視覚障害】又は【肢体不自由2級以上】の身体障害者手帳の交付を受けている1人暮らしの世帯
- ③ 【知的障がいの程度がAの療育手帳】の交付を受けている1人暮らしの世帯
- ④ 【障がいの程度が1級の精神障害者保健福祉手帳】の交付を受けている1人暮らしの世帯
- ⑤ ①から④に該当する者のみで構成される世帯
- ◎ 【肢体不自由3級以上】かつ【車いすで生活している人】は、積雪時のごみ出し支援として、ホームヘルプサービスを利用していなくても冬季（12月から2月末）のみ対象となります。

※特別養護老人ホームやグループホーム等の福祉施設に入居されている場合や、親族、近隣住民、ボランティア等の協力でごみ出しが可能な方は対象にはなりません。また、収集条件によってはお断りする場合がありますのでご了承ください。

開始までの流れ



収集するごみの種類

- ・ 可燃ごみ ・ 古紙類 ・ プラスチックごみ ・ ペットボトル
 - ・ 資源ごみ（ビン・カン） ・ 小型破碎ごみ ・ 有害ごみ ・ 乾電池等
- ※ 家庭から出るごみに限ります。

ふれあい収集を利用するにあたって・・・

- ごみステーションに出す場合と同様にごみは分別してください。
- 可燃ごみとプラスチックごみは、鳥取市指定の袋に入れて出してください。
- 可燃ごみ、古紙の収集日は、お住まいの地域の収集日と同じです。
- 不燃ごみ【プラスチックごみ、ペットボトル、資源ごみ（ビン・カン）、小型破碎ごみ、有害ごみ、乾電池等】は、毎週水曜日に回収します。
- ごみを出す際は、市が貸与した専用のごみ容器に入れて出してください。



お問い合わせ先

鳥取市役所 市民生活部環境局 生活環境課 管理係
〒680-8571 鳥取市幸町71番地 本庁舎2階
電話番号 (0857) 30-8084